

沼津市立第三中学校いじめ防止基本方針 ～主な流れ～

「いじめ対策委員会」の設置と学校としての取組

いじめ未然防止のための取組

いじめ早期発見のための取組

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における生徒の兆候を把握する。(担任・全教職員)
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

【いじめ対策委員会】

管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、関係職員が集まり検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- 決定した対応方針を職員間で共通理解する。

他の生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

関係機関との連携

市教育委員会、警察、少年サポートセンター等、連携協力を図る。
(恐喝や暴力等の犯罪行為)

いじめられた生徒、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセラーと連携し、支援を行う。

いじめた生徒、保護者への指導・対応

- 行ったことについて、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないために、いじめの背景にあった状況について一緒に考える。

継続指導・いじめの解消

いじめ未然防止のための取組

1 魅力ある授業・学級・学校づくり

(基礎的な学力を身に付ける)

- ・「わかる・できる・楽しい」という思いがもてる授業や学級づくりを行う。
- ・学習習慣を確立する。
- ・読書活動を推進する。
- ・自己有用感を高める役割設定を行う。(一人一役)
- ・自己決定の場を設定。

2 正しい人権感覚をもち、豊かな心が育つ取組(きちんと規律を守る)

- ・あいさつ運動を推進する。
- ・基本的な生活習慣を確立する。
- ・「さん」づけや相手の気持ちを考えた言葉遣いを指導する。
- ・生徒会活動や学校行事など特別活動における共感的な人間関係づくりを行う。
- ・SNSの適切な向き合い方や使用方法を指導する

3 全ての教育活動を通じた指導

- ・学期の終わりに自分の生活について振り返る機会をつくり、これからの生活へ生かしていけるように指導を行う。

いじめ早期発見のための取組

1 共感的な人間関係の醸成

- ・学校行事などを通して、子どもが活躍し、役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、自己有用感や自己肯定感が高まるように努める。
- ・人間関係づくりプログラムなどを実施し、安心して自分らしさを発揮できる学級集団づくりを行う。

2 校内連携体制の充実

- ・生徒理解研修を実施すると共に、一人一人の子どもをたくさんの職員が目で見守り、職員間の共通理解を図る。
- ・校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任、関係職員が集まり、指導の方針や具体的な対応を検討する。
- ・決定した方針を職員全体で共通理解し、対応する。
- ・個別支援会議を週1回行い、支援を必要としている子どもの様子を共通理解し、必要な対応が早期に行えるように努める。

3 アンケート調査等の実施や保護者との連携

- ・学期に1回アンケートを行い、それをもとに面談を行う。
- ・全家庭と教育相談を行い、保護者と丁寧に連絡を取り合う中で、いじめを見逃さず早期に対応する。また、必要に応じて随時家庭訪問を行う。

※重大事態への対応※

重大事態が発生した場合には沼津市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。市教委指導の下、事態への対処や防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。